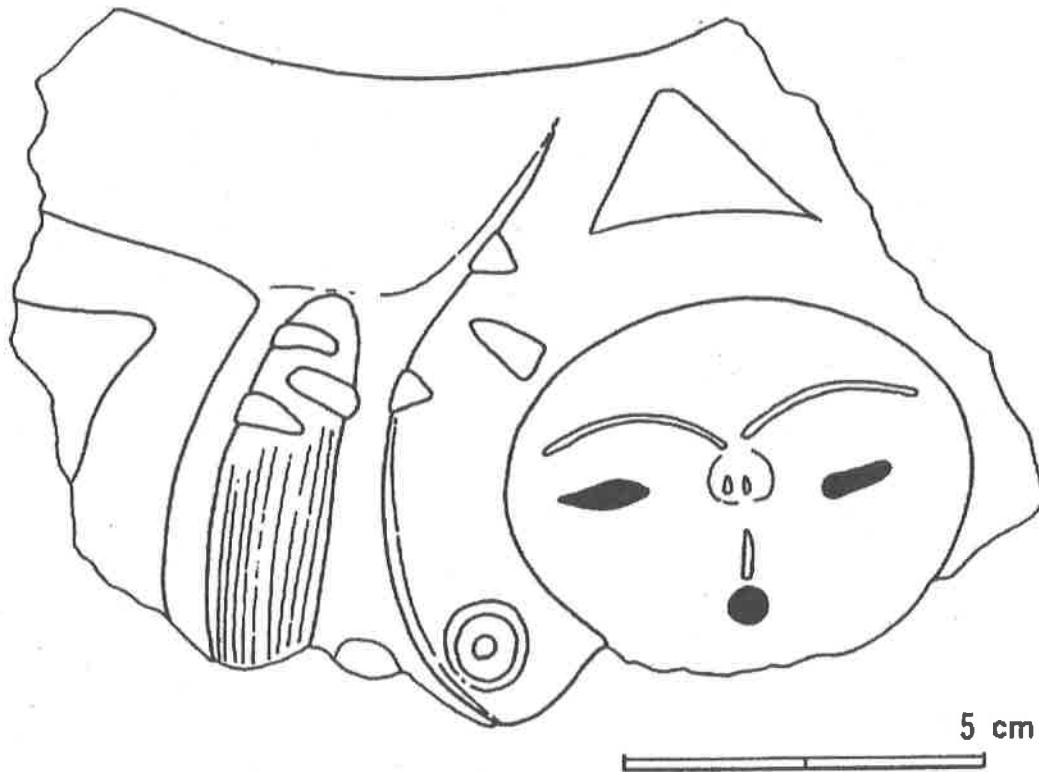


# 埋蔵文化財保護の手引き



長沢遺跡出土：人面土器（勝坂Ⅲ式 深鉢型）

福生市教育委員会  
福生市郷土資料室



# 目 次

I 埋蔵文化財の保護について	2
1 文化財保護法	2
2 埋蔵文化財とは	2
3 周知の遺跡	3
II 埋蔵文化財の発掘について	3
1 学術調査	3
2 土木工事等にともなう調査	3
3 工事中の遺跡の発見	5
III 発掘調査後の措置	5
1 遺跡の取扱い	5
2 出土品の帰属	5
3 報告書の刊行・活用	6
開発計画（土木工事等）にともなう埋蔵文化財包蔵地（遺跡）等の取扱い	7
（様式1）埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）	8
（様式2）埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について	9
（様式3）遺跡発見の〔届出・通知〕について	11
文化財保護法（抜粋）	13
文化財保護法施行令（抜粋）	19
遺失物法（抜粋）	19
福生市埋蔵文化財包蔵地一覧	21
福生市埋蔵文化財包蔵地地図	22
福生市郷土資料室（市立中央図書館内）利用案内	26

## I 埋蔵文化財の保護について

埋蔵文化財とは、土の中に埋もれている文化財の総称です。これらが埋蔵されている土地を「埋蔵文化財包蔵地」、または単に「遺跡」と呼んでいます。遺跡は、古くから的人類の生活の跡であり、そこに残された土器や石器なども遺跡に含まれます。

多くの遺跡は長い年月の間に土中に埋もれてしまいました。現在の地表面から、それらを確認することは大変に困難なことです。しかし、これらの遺跡は日本の歴史・地域の歴史を知る上で、欠くことができない貴重な文化遺産です。福生市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、市内の遺跡の保護を目的として「埋蔵文化財保護の手引き」と「福生市埋蔵文化財包蔵地地図」を作成し、市民の皆様、市内で住宅・店舗などを建設する事業者の方々に、それらの周知を図ってまいりました。そして、事業を行なう際は、遺跡を保護するために適切な指導を行ない、事業者に協力を求め、これら埋蔵文化財の保護に務めています。

急速な都市化が進む今日、私たちの先祖が伝えてきた文化遺産は失われつつあります。

埋蔵文化財をはじめ、このような文化遺産は国民共有の財産です。これらを保存し、未来に伝えていくことが私たちの責務です。

市民の皆様、事業者の方々には、今後とも埋蔵文化財の保護に御理解と御協力を願いいたします。

### 1 文化財保護法

文化財保護法（以下「法」という。）は、昭和24年1月、法隆寺金堂の壁画焼失を契機として、文化財保護の気運が高まり、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的として、昭和25年5月に制定されました。

その後、昭和29年の改正で、無形文化財の指定制度の創設、従来有形文化財の一部に含まれていた民俗資料や埋蔵文化財を、独立した文化財として扱うことを規定しました。さらに近年の経済成長とともに社会情勢の急激な変化や、埋蔵文化財に対する開発事業等の増加にともない、昭和50年7月の改正で埋蔵文化財に関する制度の整備、地方公共団体による文化財保護行政の整備強化が規定されました。

また、平成11年7月、埋蔵文化財保護行政の円滑化を目的とした改正が行われています。

### 2 埋蔵文化財とは

「埋蔵文化財」とは、文字通り「土地に埋蔵されている文化財」のことを言い、文化財の種類ではなく、文化財の存在する状態を意味します。「土地に埋蔵されている文化財」とは、地下ばかりでなく、水底・海底・その他、土地の上下を問わず、人目に触れることがない状態で所在していることをいいます。

埋蔵文化財の種類には、住居跡・貝塚・古墳・城跡・寺院跡等の遺構（記念物）と、土器・石器・金属器・木製品・瓦等の各種の遺物（有形文化財・有形民俗文化財）が含まれます。そして、これらの遺構・遺物が発見される地域のことを遺跡と呼んでいます。

### 3 周知の遺跡

周知の遺跡とは、貝塚・古墳等外形象的に判断し得るもののか、伝説・口伝・学問的な調査研究・表面採集等によって、その社会地域において既に遺跡として知られている土地をいいます。

この周知の遺跡を地図上に示したものが、遺跡分布地図です。しかし、埋蔵文化財は2で述べたように

地中等に埋もれているため、明確な範囲を決定しにくく、現在表示されている範囲は絶対的なものではありません。現在表示されている地域でも、または未表示の地域でも将来の調査あるいは工事中の発見により、その範囲が広がったり狭まったりすることがあります。このため、遺跡の範囲を知りたい方（特に土木工事や建築等を計画している方）は、教育委員会生涯学習推進課文化財係（以下、「文化財係」という。）において、遺跡分布地図を御確認下さい。

## II 埋蔵文化財の発掘について

市内には、現在までに 19 カ所の遺跡が確認されています。

これらの遺跡は、日本の歴史や地域の歴史を知る上で、かけがえのない文化遺産であるとともに、地域の生活環境を構成する重要な要素の一つです。また、これらの遺跡は国民共有の財産であり、私たちが、未来に伝えるべく先人から受け継いだ貴重な財産なのです。

したがって、法では遺跡の保存・保護のために、学術調査あるいは遺跡内での土木工事や建築等を行う場合には、次のような手続きを定めています。

### 1 学術調査

学識経験者や研究機関等が埋蔵文化財の調査のために土地を発掘する場合は、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに、教育委員会・東京都教育委員会を経由して、文化庁長官に埋蔵文化財発掘届を提出しなければなりません。この発掘届に対して文化庁長官は、必要な事項や（調査体制・遺構の保存・出土品の取扱い等）及び報告書の提出を指示したり、調査担当者や発掘そのものが適当でないと判断される場合には、禁止・停止もしくは中止を命ずることができます〔法第 92 条〕。

また、地方公共団体が埋蔵文化財について調査する必要があると認められる場合は、文化庁長官が直接発掘を行なう場合を除き、遺跡の発掘を行うことができ、その旨文化庁長官に通知することになります。この地方公共団体の行なう発掘に関し、文化庁長官は、指導・助言することができ、また経費の一部を補助することができます〔法第 99 条〕。

### 2 土木工事等にともなう調査

この調査は、周知の遺跡内及びその周辺で土木工事や建築等を行なう場合に、消滅する遺跡を記録・保存するために実施するもので、次の手続きが必要です。

#### （1）事業者が民間の場合

##### ①教育委員会との事前相談・照会

土木工事や建築等を計画している方は、計画予定地が遺跡にかかるかどうかを、できるだけ早い時期に文化財係に御相談をお願いいたします。

所在状況を照会される場合は、埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（様式 1）を御提出下さい。文化財係では、計画予定地の遺跡の有無、概要、範囲等について御回答いたします。

##### ②埋蔵文化財発掘届の提出

①の結果、計画予定地が遺跡にかかる場合は、土木工事や建築等を避けていただくのが望ましいです。ただし、やむなく工事等を行なう場合、工事に着手しようとする 60 日前までに、埋蔵文化財発掘〔届出・

通知]について（様式2）の提出が義務づけられています〔法第93条〕。

発掘届は文化財係に2部提出してください。「案内図」、「平面図」、「基礎断面図」等（各々建築確認や市宅地開発指導要綱に基づく申請に提出したものと同一のもの）を各申請書に添付して下さい。

#### ③埋蔵文化財の保護上必要な指示

文化財係に提出していただいた発掘届は、東京都教育委員会に送付します。その後、東京都教育委員会において発掘届の内容を検討し、届出者に埋蔵文化財の保護上必要な指示が通知されます。その指示内容は概ね次のいずれかです。

ア. 全面現状保存（開発の中止）

イ. 開発計画に一部変更

ウ. 事前調査

（ア）試掘調査を実施する。

（イ）本格調査を実施する。

エ. 工事の際に立ち会う。

従来の事例では、ウとエがほとんどです。

#### ④ 事前調査

ア. 試掘調査

土木工事や建築等の計画予定地の埋蔵文化財の状態を確認するため、文化財係が立会い、試掘調査を実施します。試掘調査は、通常 $2 \times 2\text{ m}$ の大きさで、深さは関東ローム層（赤土）の上面までの試掘坑を基本として、土木工事等の計画予定地の面積に応じて数カ所、あるいは溝状に数本掘削します。通常は全体の5%から10%の面積を試掘します。なお、試掘調査の際は、届出者（事業者）の立会いが必要です。

その結果、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、本格調査が実施されます。しかし、次の場合には本格調査を実施する必要はありません。

（ア）埋蔵文化財が存在しない。

（イ）過去に既に削平され、埋蔵文化財が消滅している。

（ウ）埋蔵文化財は存在するが、設計計画変更等により、埋蔵文化財を破壊しないようにする。

イ. 本格調査

試掘調査の結果、埋蔵文化財の存在が確認された場合には、前項の（ウ）の場合を除き、土木工事等に先立って本格調査が必要です。埋蔵文化財は、一度壊してしまうと二度と復元できるものではありません。このため、土木工事や建築等により、やむをえず埋蔵文化財を破壊しなければならないときは、その状態を必ず写真や図面等に記録し、保存しなければなりません（記録保存）。

なお、発掘調査は大きく分けて現地調査と整理調査からなっています。

（ア）調査期間

発掘調査（現地調査）は、大部分が人手による作業です。わずかに表土を剥ぐ作業等に土木機械を使用することがあるに過ぎません。このため、土木工事等の計画面積や埋蔵文化財の密度等により調査期間が異なります。

（イ）調査費用

調査には専門家の知識と多くの労力が費やされるため、調査費用は土木工事なみの経費がかかりま

す。この経費負担は個人住宅などの例外を除き、現状では事業者が負担することが原則となっています。この処置は法的に明文化されていませんが、埋蔵文化財が国民共有の財産として保護されるべきと規定した法の精神から、遺跡を現状変更する者が費用を負担することが慣例となっています。

#### ウ. 立会い調査

土木工事や建築等の計画予定地が、現状の土地利用状況または周辺での発掘調査の結果、埋蔵文化財は既に消失していると判断される場合は、その確認のため掘削工事に文化財係職員が立会います。事前に工事日時を御連絡いただき、日程調整後に現地での立会いとなります。

### (2) その他

以上が遺跡にかかる土木工事や建築等にあたり必要な手続きです。御不明な点は、文化財係にお問い合わせ下さい。

### 3 工事中の遺跡の発見

周知の遺跡の範囲外の土地で、土木工事・田畠の耕作・崖崩れ等により偶然に遺跡を発見した場合は、その現状を変更することなく、遅滞なく市教育委員会を経由し、東京都教育委員会に届出なければなりません（様式3）。この場合の届出者は、その土地の所有者または占有者です〔法96条〕。

上記の届出や通知により必要と判断される場合には、周知の遺跡と同様、発掘調査を実施することになります。

## III 発掘調査後の措置

発掘調査の終了後は、遺跡の記録保存をするための発掘調査報告書の作成を行います。これにより、周知の遺跡内で開発行為が行われても、記録保存という形で遺跡が保存されることとなります。また、この報告書の完成により、遺跡の性格などの情報提供が行われることとなります。

### 1 遺跡の取扱い

発掘調査の終了した遺跡は、調査主体者の行政的・学術的判断に基づいて、通常、次のような措置がとられます。

- ア. 国等で「史跡」に指定し、その遺跡の全域または一部を買収し、保存する。
- イ. 事業者の協力を得て、事業計画を変更して遺跡の一部を保存する（緑地等）。
- ウ. 工事に着手する。

### 2 出土品の帰属

発掘調査により出土した遺物には、「遺失物法」が適用されます〔法第108条〕。

調査主体者・発見者は、発見した日（または調査終了時）から7日以内に、発見した土地を所轄する警察署（福生警察署）へ埋蔵文化財発見届を提出しなければなりません。

出土遺物の保管者（通常は市教育委員会）は、東京都教育委員会へ埋蔵文化財の保管証を提出することになっています。

警察署では出土遺物を6ヶ月間公告するとともに、文化財の認定を受けます。この間に所有者が判明

しないときは、出土遺物の所有権は国庫に帰属し、発見者とその発見された土地の所有者に対して、文化庁長官から報奨金が支給されます [法第 104 条]。

しかし、国が保有する必要のない出土遺物については、発見者とその発見された土地所有者または地方公共団体に対して、譲与等ができることになっています [法第 106 条]。

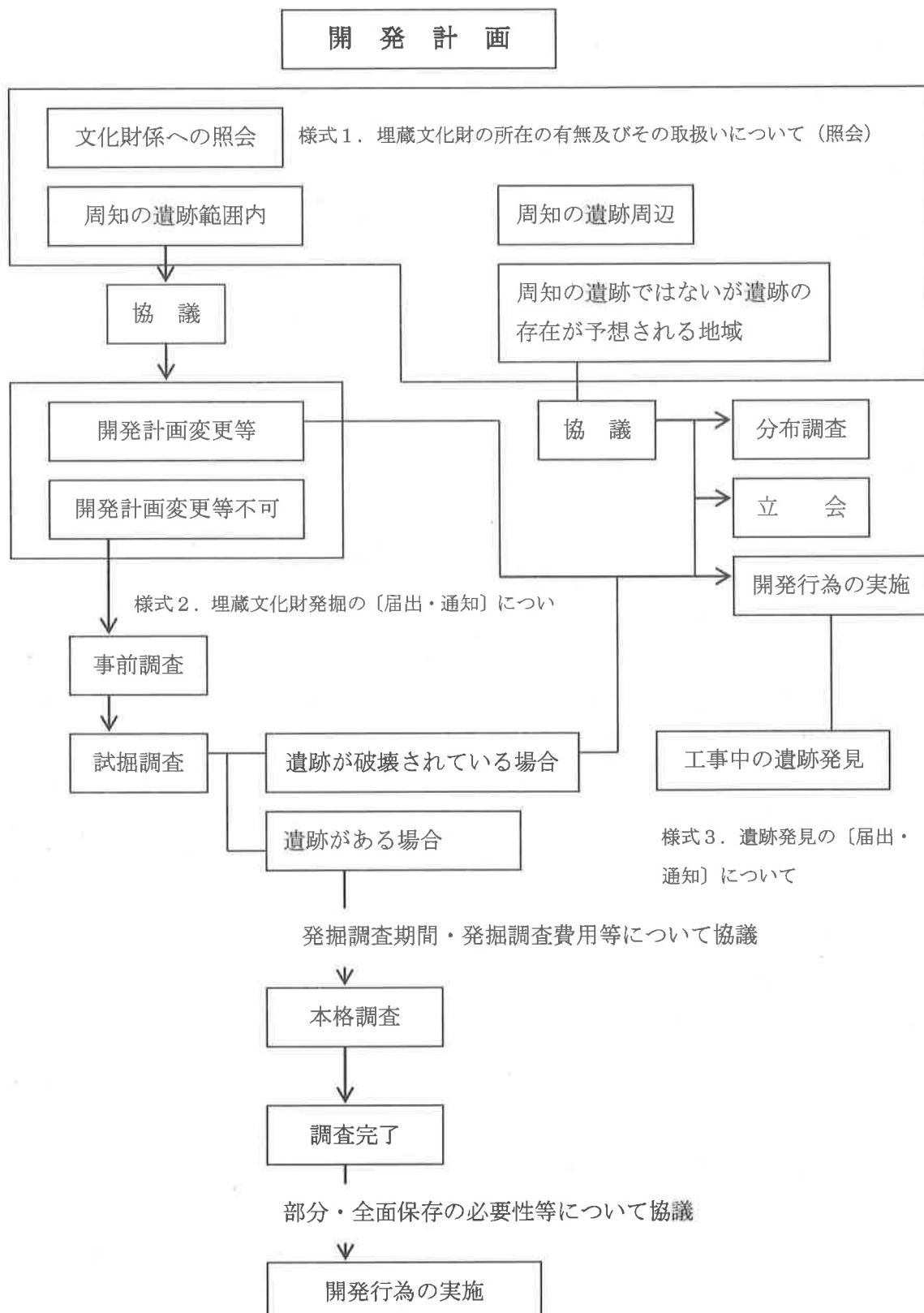
なお、譲与に関しては、別にその取扱いが定められています。

また、偶然に遺物を発見した場合も、同様の手続きが必要です。

### 3 報告書の刊行・活用

発掘調査（現地調査）の終了後、調査主体者は出土遺物と記録資料の整理作業を行ない、学術報告書として刊行されます。報告書は、文化財が国民共有の財産であるという立場から、地方公共団体・学校・図書館・研究機関等へ配布され、地域の歴史学習と文化財保護に活用されることになります。

## 開発計画（土木工事等）にともなう埋蔵文化財包蔵地（遺跡）等の取扱い



(様式 1 )

(番号)

年月日

福生市教育委員会

教育長

様

照会人住所

氏名

印

埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）

今般（当社）で下記地区を  
として開発する計画をたてておりますが、区域内（別添図面）の埋蔵文化財及びその他の文化財の所在の有無及び所在した場合はその取扱いについて照会します。

記

1. 開発地区

2. 開発面積

3. 工事期間 年 月～年 月予定

4. 添付図面 案内図 1/25,000 2部

平面図及び立面図 2部

以上

(様式2)

第                  号  
年                  月                  日

東京都教育委員会

教育長

様

〒  
住 所  
氏名等

### 埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25法律第214号）〔第93条第1項・第94条第1項〕、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条〔第1項・第2項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

#### 記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事をしようとする土地の面積
- 3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土地工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

#### 【添付書類】

土木工事をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

## 別 記

法第93条第1項・法第94条第1項

(○で囲むこと)

1 所 在 地			
2 面 積	m <sup>2</sup>		
3 土地所有者	住 所 :		
	氏名等 :		
4 遺跡の種類	散布地(包蔵地) 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡( )		
	(遺跡番号( ))		員数
遺跡の現状	宅地	水田	畑地
	山林	道路	荒蕪地
遺跡の時代	原野	その他( )	
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等含む) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発( )		
6 工事主体者	住 所 :		
	氏名等 :		
7 施行責任者	住 所 :		
	氏名等 :		
8 着手予定期	年	月	日
9 終了予定期	年	月	日
10 参考事項			

指 導 事 項 発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他( )

〔注意事項〕①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。

③遺跡の種類・現状・時代及び調査の目的欄は、該当項目を○で囲み、  
該当項目のない場合は( )内に記入。

(様式 3)

第  号  
年  月  日

東京都教育委員会

教育長

様

丁

住 所  
氏名等

### 遺跡発見の〔届出・通知〕について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項〕、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）、第 5 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、次のとおり〔届出・通知〕します。

#### 記

- 1 遺跡の種類
- 2 遺跡の所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のために執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

#### 【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

## 別 記

法第93条第1項・法第94条第1項

(○で囲むこと)

1 遺跡の種類	散布地(包蔵地) 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡 ( )						
2 遺跡の時代	旧石器 繩文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )						
3 所 在 地							
4 土地所有者	住 所: 氏名等:						
5 発見年月日							
6 発見の事情							
7 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )						
8 現状の変更	時 期: 年 月 日 ~ 年 月 日 理 由:						
9 出 土 品	(種類・形状・数量)						
10 保 護 措 置							
11 参 考 事 項						開発面積 m <sup>2</sup>	

指 導 事 項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他 ( )						
---------	--------------------------------	--	--	--	--	--	--

[注意事項] ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。

③1・7欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は( )内に記入。

## 文化財保護法（抜粋）〔平成26年6月改正〕

### 第1章 総則

(この法律の目的)

**第1条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

**第2条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

4 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

(政府及び地方公共団体の任務)

**第3条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

**第4条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

### 第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

**第92条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地

を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関する必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

**第 93 条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

**第 94 条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

**第 95 条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

**第 96 条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状

を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

**第97条** 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

**第98条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

**第99条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

**第100条** 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

**第101条** 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

**第102条** 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

**第103条** 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

**第 104 条** 第 100 条第 1 項に規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の 2 分の 1 に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

**第 105 条** 第 100 条第 2 項に規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財（前条第 1 項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第 1 項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。

5 前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

**第 106 条** 政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するもの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第 104 条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

**第 107 条** 都道府県の教育委員会は、第 105 条第 1 項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第 105 条に規定する報償金の額から控除するものとする。

（遺失物法の適用）

**第 108 条** 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

## 第 7 章 史跡名勝天然記念物

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

**第 125 条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は

非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付けられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

## 第12章 條則

### 第3節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

- 第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。
- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
  - 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

- 第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととができる。

## 第13章 罰則

- 第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

- 第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 1 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

2 第 96 条第 2 項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

**第 202 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

6 第 92 条第 2 項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

**第 203 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

2 第 31 条第 3 項（第 60 条第 4 項（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 80 条及び第 119 条第 2 項（第 133 条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第 32 条（第 60 条第 4 項（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 80 条及び第 120 条（第 133 条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第 33 条（第 80 条、第 118 条及び第 120 条（これらの規定を第 133 条で準用する場合を含む。）並びに第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 34 条（第 80 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 43 条の 2 第 1 項、第 61 条若しくは第 62 条（これらの規定を第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 64 条第 1 項（第 90 条第 3 項及び第 133 条で準用する場合を含む。）、第 65 条第 1 項（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 73 条、第 81 条第 1 項、第 84 条第 1 項本文、第 92 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 115 条第 2 項（第 120 条、第 133 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 127 条第 1 項、第 136 条又は第 139 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

### **文化財保護法施行令（抜粋）**

（法第 94 条第 1 項の政令で定める法人）

**第 1 条 文化財保護法**（以下「法」という。）第 94 条第 1 項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本労働者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

### **遺失物法（抜粋）**

**第 4 条** 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第 3 節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しな

ければならない。

- 3 前2項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

（公示等）

**第7条** 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 物件の種類及び特徴
- 二 物件の拾得の日時及び場所

2 前項の規定による公告（以下この節において単に「公告」という。）は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。

3 警察署長は、第1項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から3箇月間（埋蔵物にあっては、6箇月間）は、前2項に定める措置を継続しなければならない。

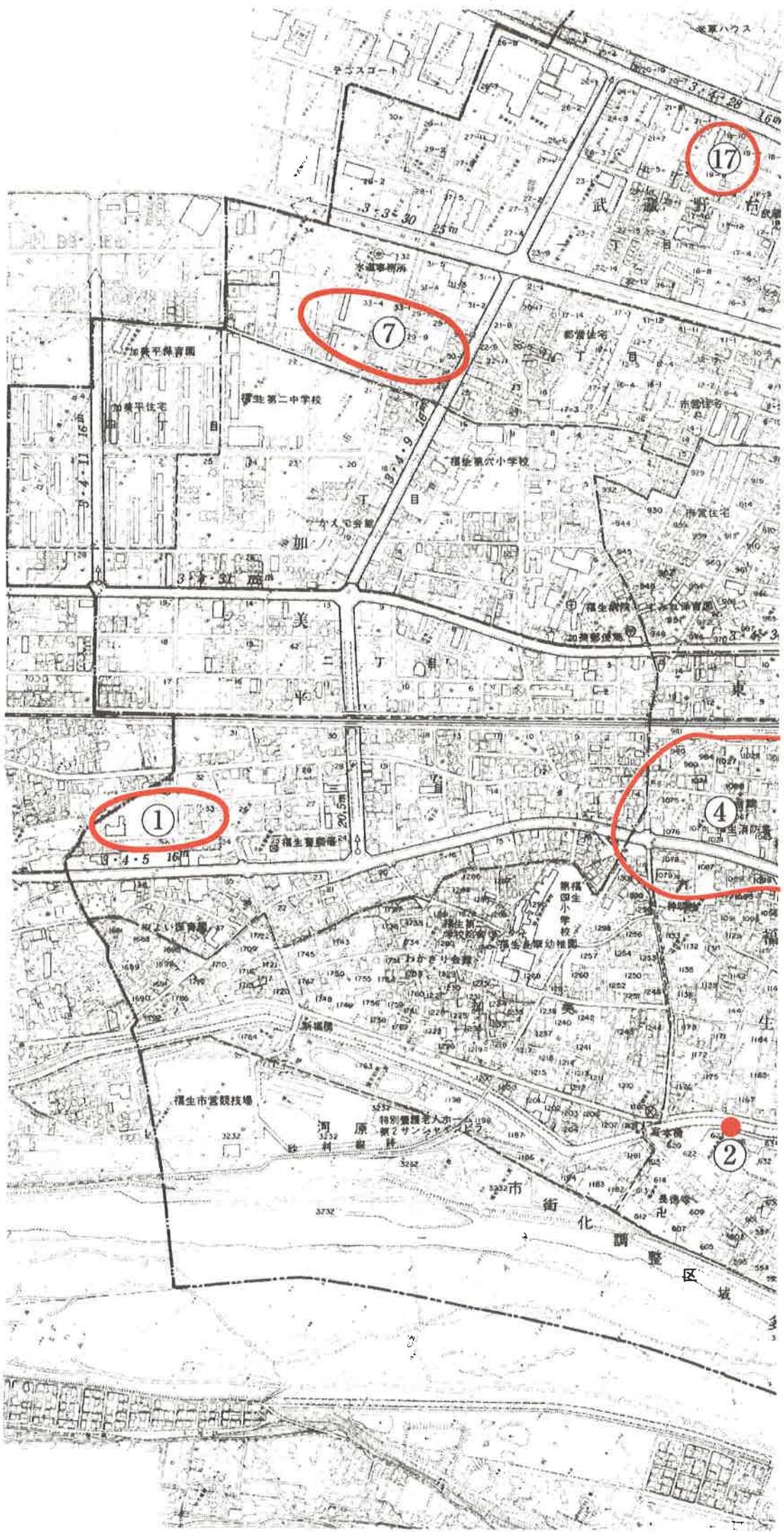
5 警察署長は、提出を受けた物件が公告をする前に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により押収されたときは、第1項の規定にかかわらず、公告をしないことができる。この場合において、警察署長は、当該物件の還付を受けたときは、公告をしなければならない。

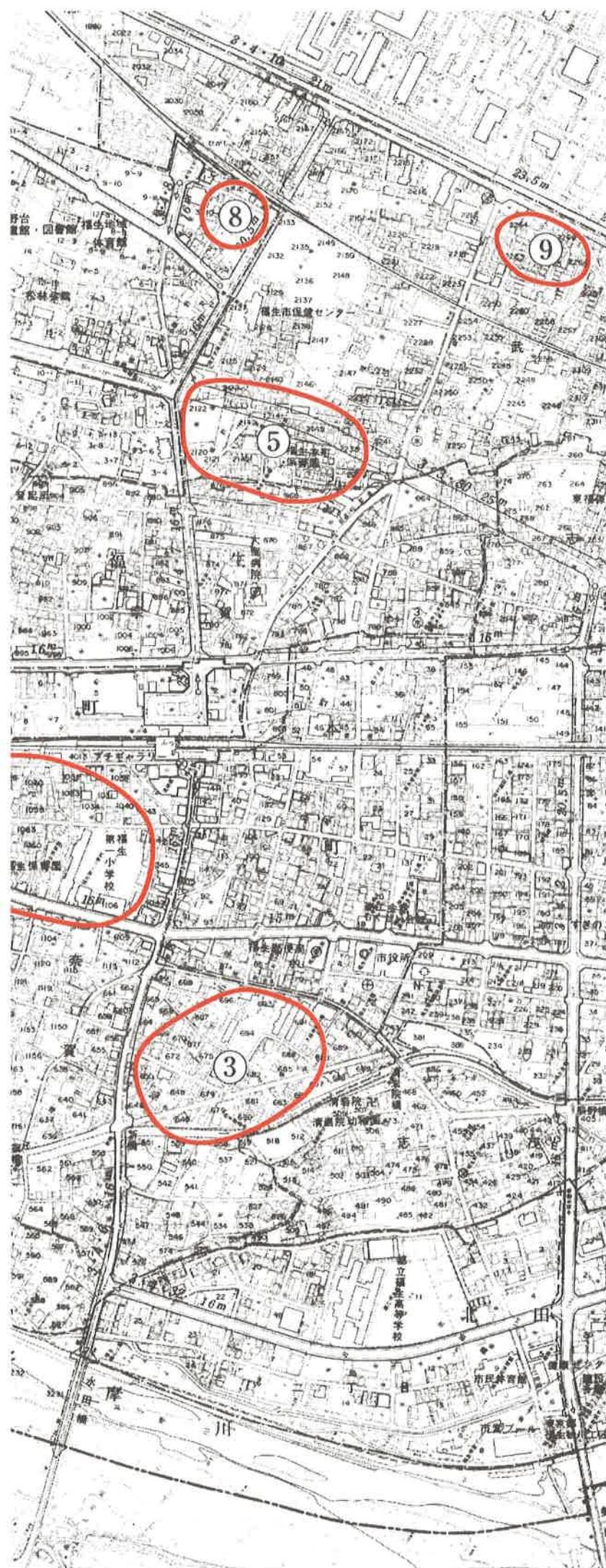
# 福生市埋蔵文化財包蔵地一覧

番号	遺跡の概要	時代	主な出土遺物
1	台地、包蔵地、羽村9に接続	(縄) 前中後	縄文土器、打斧、礫器、土師器
2	台地、单独出土地	(縄) 中	石棒
3	台地、集落、280×200m、(縄) 敷石住居?	(縄) 後(平)?	縄文土器、石鎌、土師器
4	台地、集落、350×250m、(縄) 住居、土坑、配石、(不) 敷石遺構	(縄) 前中後(不)	縄文土器、打斧、石槍、石鎌、石匙、石皿、凹石、土製円板、土偶
5	台地、包蔵地、270×150m、(縄) 集石土坑	(縄) 早中後	縄文土器、打斧、礫器、石鎌、石皿、磨石、スタンプ形石器
6	台地、包蔵地、150×100m	(縄) 後(平)	縄文土器、石錘、土師器
7	台地、包蔵地、250×100m	(縄) 中(平)	縄文土器、剥片、土師器
8	台地、包蔵地、	(縄)	石鎌
9	台地、包蔵地、	(縄)	石鎌
10	台地、包蔵地、	(縄)	石鎌
11	台地、包蔵地、340×100m、(縄) 集石土坑?	(縄) 早中(不)	縄文土器、石鎌、土師器
12	台地、包蔵地、170×120m	(縄) 後	打斧
13	台地、包蔵地、100×60m	(縄) 前中(平)	縄文土器、打斧、剥片、土師器
14	台地、包蔵地、	(縄) (古)	剥片、土師器
15	台地、包蔵地、	(不)	土師器
16	台地、包蔵地、	(縄) 中(古)	縄文土器、土師器
17	台地、包蔵地、	(縄)	石鎌
18	台地、包蔵地、(中) 溝状遺構	(中)	板碑
19	台地、单独出土地、(中) 銭貨	(中)	中国錢貨幣

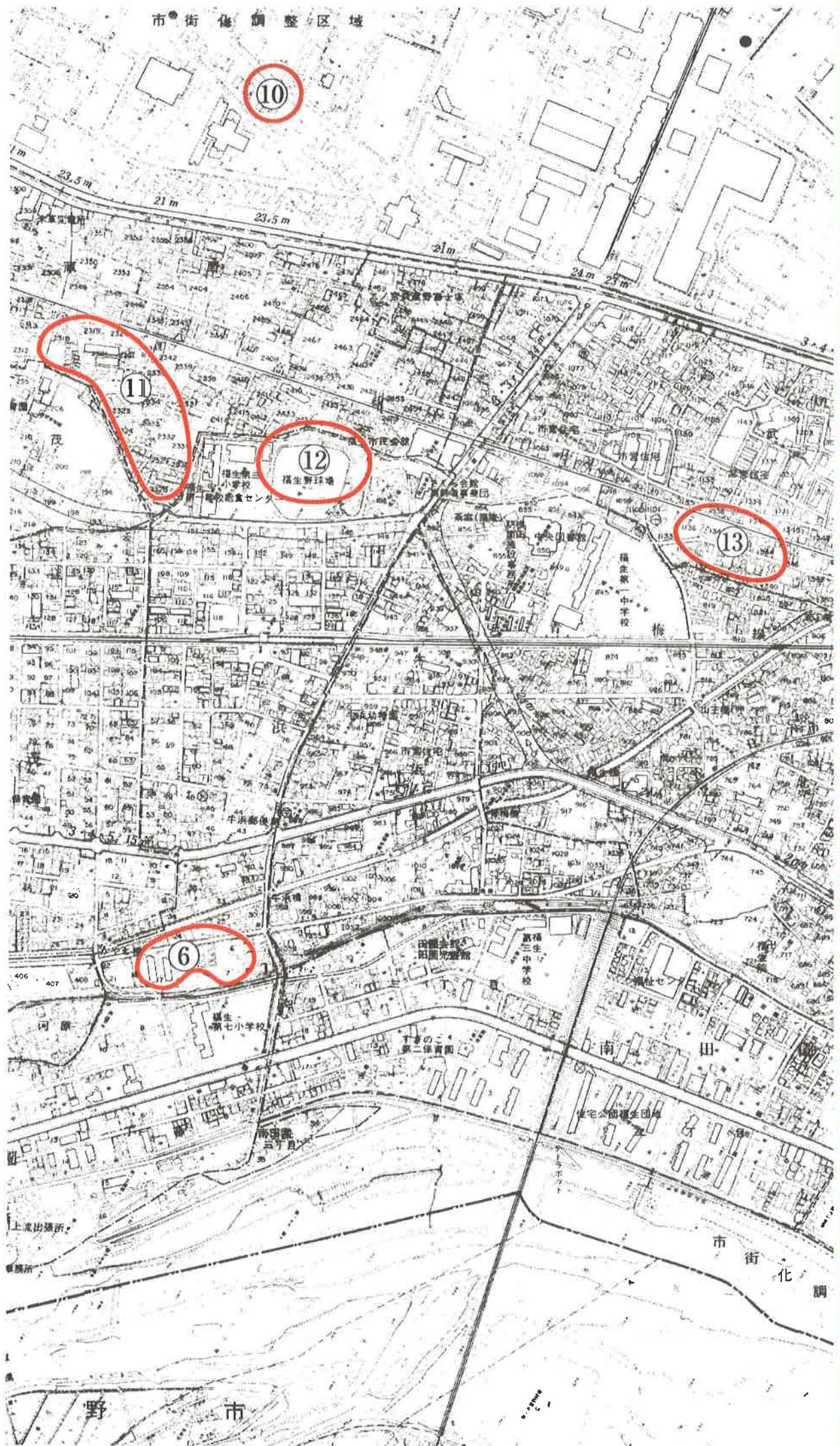
(縄) 縄文時代 (古) 古墳時代 (平) 平安時代 (中) 中世 (不) 不明確

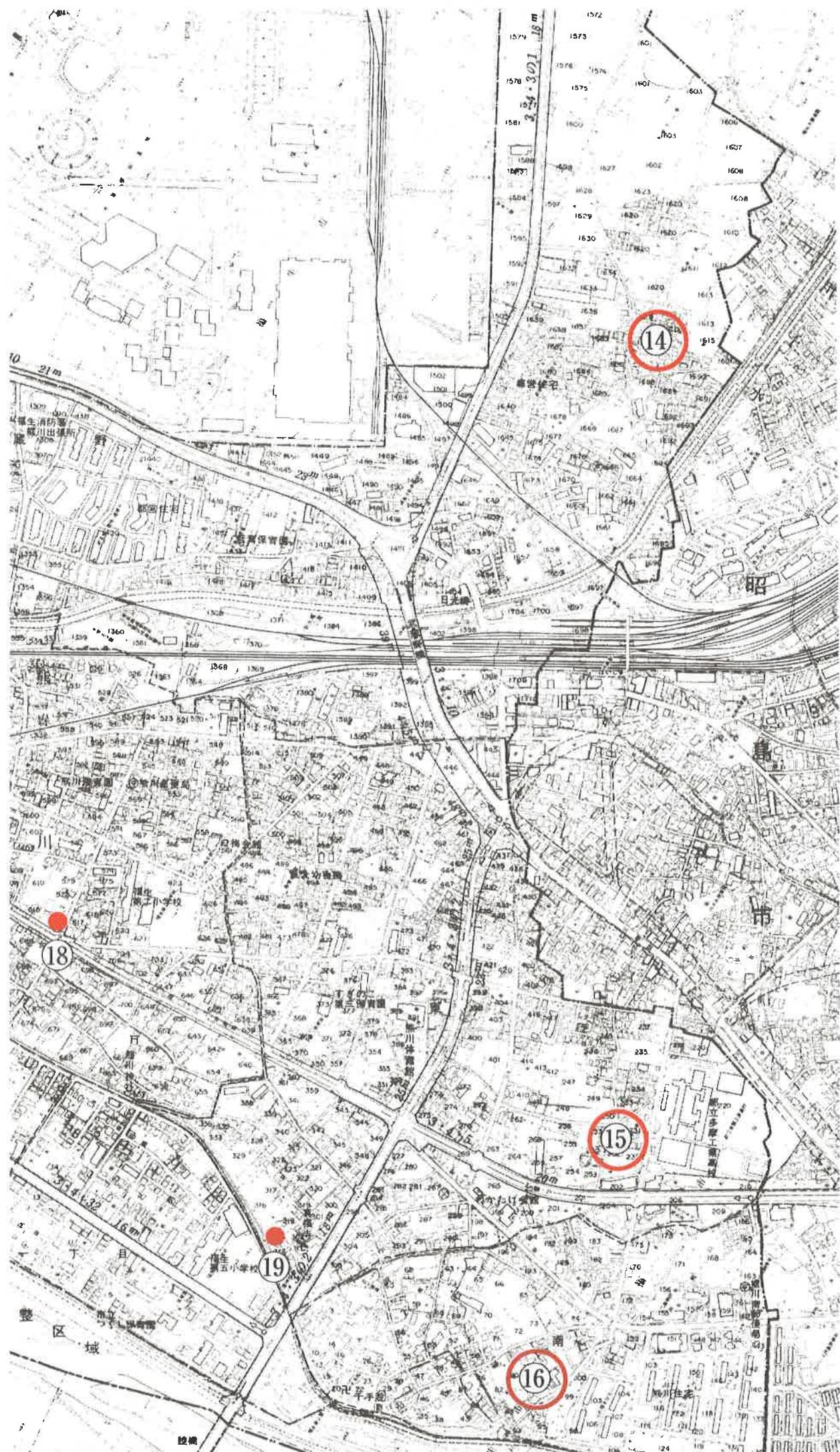
○福生市埋蔵文化財包蔵地地図





## 市街地調整区域





# 福生市郷土資料室（市立中央図書館内）利用案内

※福生市教育委員会生涯学習推進課文化財係は福生市郷土資料室内にあります。

開館時間・午前10時から午後5時まで

休館日・毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は次の平日）・年末年始

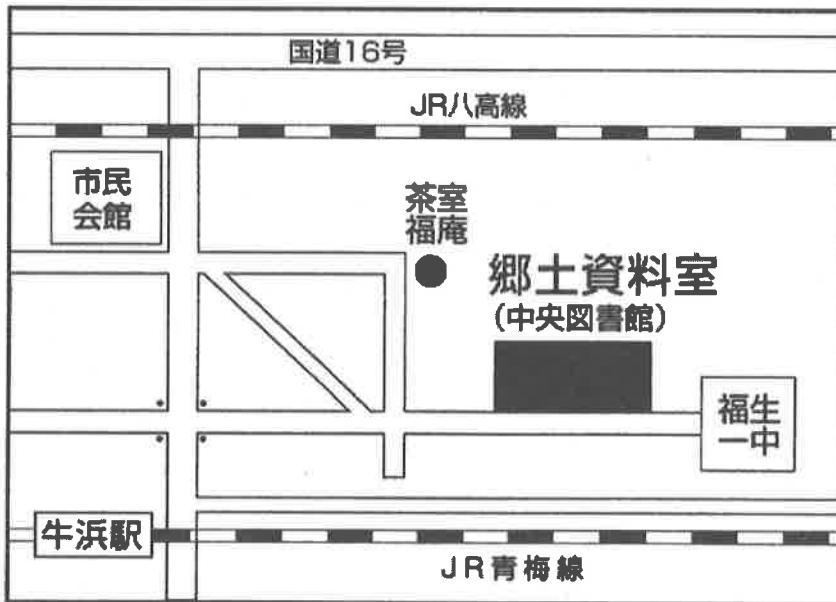
交通・JR青梅線牛浜駅下車徒歩7分

住所・〒197-0003 東京都福生市熊川 850-1

電話番号・042-530-1120

FAX番号・042-552-1722

ホームページ・<http://www.museum.fussa.tokyo.jp/>



編集・発行 福生市教育委員会  
教育部生涯学習推進課文化財係  
平成28年4月改訂版



